

4. 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

(1) 地域防災拠点（震災時避難場所）の支援

(A) 教職員による避難場所運営支援

ア震災時において、学校が避難場所となった場合には、避難場所運営が円滑に行われるよう、教職員は協力する。

イ教職員が、校長の指示に基づき、避難場所に管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱うことになる。

(B) 連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応）

① 連絡調整者の基本的役割

ア連絡調整者として、教職員の中から学校に早く到達できる順に3名を指名する。

イ連絡調整者は、横浜市域で震度5弱以上の地震が発生した場合において、いち早く所属校に駆けつけ、校長・副校長が所属校に到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。

② 避難場所である、体育館への避難者の誘導支援等

ア連絡調整者は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや直近動員者として指定された市職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。

イ連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、運営委員会に対して要請する。

ウ連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるようにする。

エ連絡調整者は、運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

③ 校長・副校長への報告

校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、直ちに、発災後に連絡調整者として対応した措置などについて、校長・副校長に報告する。

(C) 住民対応・避難場所支援班の設置

○ 住民対応・避難場所支援班の設置

ア大規模震災時において教職員は、生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第1の目標となる。

イ避難場所の開設・運営は、基本的には地域防災拠点運営委員会が行うが、学校(災害対策本部)としても、住民対応・避難場所支援班(副校長・専任)を設置し、運営委員会による避難場所の開設・運営が円滑に行われるよう支援する。

○ 住民対応・避難場所支援班の役割

① 避難住民の誘導

ア住民対応・避難場所支援班は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや直近動員者として指定された市職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう誘導する。

イ住民対応・避難場所支援班は、校長室、職員室、会議室、保健室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、運営委員会に対して要請する。

ウ住民対応・避難場所支援班は、運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

② 放送設備の使用についての対応

ア職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。

イ主要な避難場所となる体育館の放送室については、より確実に利用できるよう、あらかじめ、地域防災拠点運営委員会からの要望があれば、体育館の鍵と合わせて地域で鍵の保管ができることとする。

ウ体育館の放送設備については、運営委員会のメンバーに対して使用方法がわかるよう、事前にマニュアル等で明記し、放送室に備えておくことが望ましい。

③ 避難場所の整備, 割り振り

ア避難スペース等の調整

避難者の人数が多く、体育館のスペースのみでは不足が生じる場合には、事前に予定している教室の利用等について、学校と運営委員会とが協議し、可能な場合には住民避難スペースとしての利用に供する。

また、事態が安定した後は、高齢者が自由に会話できるスペースの確保などの配慮も地域防災拠点運営委員会の要請をうけて検討する。

イ避難場所の清掃支援

清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。(ガラス清掃に適した用具)

ウトイレの使用確保

体育館のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、運営委員会を通じて、避難者に周知させる。

④ 負傷者の応急手当

ア保健室の鍵を開錠し、養護教諭などの指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品(生徒のための備品や書類など)があれば、別途保管する。

イ搬入されてくる負傷者を受け入れるために保健室、保健相談室の2部屋程度を整備する。

ウ地域防災拠点陰影委員会の救出救護班の行う初期の応急手当に協力する。

必要に応じて防災備蓄庫の生活用品、担架、松葉杖を活用する。軽中傷者は、地域医療救護拠点へ搬送してもらう。重傷者や特別の介護を必要と思われる場合は、区本部に連絡し、災害医療拠点病院への搬送等の指示を受ける。

エ学校再開までの間、引き続き地域防災拠点運営委員会の応急活動に協力する。

⑤ その他避難場所運営支援

ア基本的には、アからエの業務が中心となる。しかし、災害発生後の初期対応の段階では、地域防災拠点の運営委員等の参集状況等から、学校としても、避難場所開設・運営の支援を強化する必要がある場合もある。

その場合には、校長などがリーダーシップを発揮して、住民対応・避難場所・支援班の人員体制を強化する。

具体的な対応例としては、避難者の受付や避難者情報の整理など、教職員の特性を生かした人員配置・応援等が考えられる。

イ各教職員も、震災時に地域防災拠点運営委員会がどのような活動を行うのかあらかじめ理解しておく必要がある。

ウそのために、各教職員も地域防災拠点運営委員会が実施する防災訓練に参加するなど日頃からの積み重ねが必要である。

エ地域住民の活動の充実、行政職員の応援強化、災害ボランティアの増援などにより運営委員会の体制が強化されてきた場合には、発災後4日から1週間程度を一応の目安として、支援体制を見直し、教育再開の準備に重点を置いた人員配置体制に移行していくことが必要である。

6. 非常持出用品リスト

	持出物品	搬出者
生徒関係	要録 学籍 出席簿 環境調査票	副校長 教務主任
教職員関係	勤務記録カード 出勤簿	事務

7. 緊急連絡先電話番号簿

機 関	電話番号
栄消防署上郷出張所	894-0119
栄警察署	894-0110
栄区役所	894-8181
横浜市教育委員会	671-3233
区災害対策本部	
緊急医療情報センター	201-1199
栄区メディカルセンター	893-2999
栄共済病院	891-2171
済生会横浜市南部病院	832-1111